

はなっています。ここに問題があります。保育行政の国負担額は、定員で計算するのではなく、実数で計算するため、保育所運営の厳しさがありません。特に民間保育所では、子供の定員が満たないときは保母さんの数も減らさなければ保育所運営に支障を来すと言われています。こういう実情をどう改善して、児童福祉法にのっとった保育所にしていくのかということが、今日の保育行政に求められています。私は、このことを解決するためには、ゼロ歳保育、特に産休明けからの保育をすることと、一歳児、二歳児の定員をふやすことが必要不可欠であると考えています。今後の福生市の保育行政の先行きと、保育所運営の見通しについて、保育所の入所措置を法で定めている市長の見解をお尋ねいたします。

続いて保育料についてお尋ねいたします。

福生市の保育料は、六十一年度から毎年値上げをしています。保育料を国基準の六〇%にするとして、六十一年度は平均一二%の値上げをしました。六十二年度決算では一三・九%の値上げとなりました。六十三年度予算では二・一%の値上げをしています。これまで三年連続の値上げのため、保護者から「保育料が高くて大変です。何とかしてください」という声が寄せられています。特に二人以上の子供を保育所に預けている家庭では、保育料の家計支出が飛び抜けています。福生市の保育料は、国基準の六〇%とすると思いますが、この国基準自体が何ら法的な根拠がないものと思っています。

保育所の保育サービスは、子供を持つ両親が共働きである場合や、病氣療養が必要な場合、また片親家庭である場合等々、要するに家庭での保育が困難な、いわゆる保育に欠ける子供に対して給付されるサービスです。したがって、それは保育に欠ける子供とその家庭にとっては、市民生活を維持する上で不可欠な必需サービスであり、憲法二十五条と児童福祉法によって、その受給する権利が承認されていると同時に、国及び地方自治体にその公的な給付が義務づけられています。地方自治上からも、保育所の保育サービスは住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設の一つであるとされています。したがって、その利用につき、保育料という名称の使用料の徴収が認められています。保育料として徴収される代価には、地方財政法の規定からしても、公務に従事してサービスを提供する職員の給与は一般財源をもって充てることとされており、特別に負担を求めることは禁じられているのです。地方自治法からも地方財政法の規定から見ても、今の保育料を決めている基準そのものがおかしいものです。ただ厚生

省の行政指導によってなされているのに過ぎないのです。保育とは何か、保育料とはどういうものか、それを根本的に考えて保育料を決めるべきであろうと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に住宅問題について、公社住宅等の住環境についてお尋ねいたします。

福生市には、東京都住宅供給公社の住宅が、熊川団地、加美平団地と二カ所あります。この二つの団地に住んでいる福生市民は、本年一月一日現在、千六百五十三世帯、四千六百九十一人となっています。福生団地の住民を加えまして二千五百十二世帯、七千七百七十六人となり、全世帯の一・六%であり、人口では一三・二%を占めています。これらの団地に住んでいる市民の皆さんは、団地以外に住んでいる市民の皆さんと比較して、さまざまな点で行政の住民負担を強いられています。私は、これまで幾度となくこの問題を指摘してまいりましたが、いまだ解決をしていませんので、再度具体的な項目を挙げて質問いたしたいと思っています。

一点に、団地内に設置されています公園の維持管理についてです。公園の維持管理につきましては、住民負担となっています。この公園には、団地の住民以外使用を禁ずるといった立て札が立っているわけではありません。団地以外に設置されている児童遊園と何ら変わらないのです。ですから、これらの公園についての維持管理は、当然市で行うべきではないでしょうか。

二点目に、給水塔のポンプの電気料についてです。この電気料は、水道水を引き上げるためにかかるものです。これも住民負担となっており、そのため団地に住む市民の水道料金は、団地以外の市民の皆さんよりも費用が多くなっています。各家庭とも使用した水道料金を支払うのは当然ですが、蛇口から水が出る以前にかかる経費は行政が負担すべきものではないでしょうか。

三点目に、生活道路の改修と、街灯の電気代についてです。団地の棟と棟との間にある生活道路の改修は、私道整備事業として実施すべきではないでしょうか。また、街灯の電気代も住民負担となっていますが、道を明るくする街灯の電気代を、なぜ住民が負担をしなければならないのでしょうか。

四点目に、ごみの収集についてです。これらの団地はダストボックスを使用しています。加美平団地を例にとってみますと、加美平団地にはダストボックスが約百十個あります。このダストボックスの購入費用は、全額住民負担です。ダストボックスの一個の値段は約三万五千円です。耐用年数は約五年と聞いています。加美平団地では毎年十五

個から二十個購入しなければならない状況です。とても大きな住民負担となっています。今後行政としてこれらの団地のごみ収集についてどのように考えられているか、お尋ねいたします。

同じ福生市民の中で、住んでいる地域が違うということで行政の差が生まれるということは考えられませんが、あつてはならないことだと考えています。市長はこれらの問題をどのように考えられるのかお尋ねをいたします。以上、私の一般質問といたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 原議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。

まず、老人福祉施策についてでございますけれども、老人世帯に関する施策の充実については、当市におきましても高齢化社会に向けて急速なテンポで進んでおりますことは、御承知のとおりでございます。九月議会でも御答弁申し上げましたが、いずれにいたしまして、これからの老人施策につきましてはあらゆる角度から、御老人の実情にあった福祉施策でなければならぬというふうに存じております。したがしまして、今後高齢者対策全般にわたりますして十分に調査研究をしていかなければならないというふうに思っております次第でございます。

次に、障害者施策についてでございますけれども、れんげ作業所は、これは昭和五十七年の二月に開設以来、地域の皆様の温かい御理解と御支援をいただき、順調に運営されておりますことは御案内のとおりでございます。今後の入所希望者を予定いたしますと、若干運営面で使用を来すやに聞き及んでおりますけれども、現施設での創意工夫をしていただく中で、当面の運営に努めていただきたいとは思っておりますが、いずれにいたしましても、ただいま原議員さんの御質問がございましたが、それ以前の問題として私自身もこの問題については検討しなければならぬというふうに思っているところでございますので、よろしく御理解をお願いいたしたいと存じます。

次に、保育行政についてでございますけれども、今後の保育所運営の見通しと保育料についての御質問でございますが、今後の保育所運営の見通しでは、南木議員さんにも昨日御答弁を申し上げたとおり、現在福祉部内でもこれらの保育所のあり方について積極的に調査研究をしておるところでございますので、よろしく御理解を願えればと思います。また、保育料につきましては、専門委員会の御答申を尊重する中で、慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

それから、この住宅の問題ですか、住宅問題について、公社住宅等の住環境についてでございますけれども、確かに今、原議員さんからいろいろお話がございましたけれども、大いに検討しなければならないということもございしますが、いずれにいたしまして、市が整備していかなければならない範囲と、それから当然、居住環境を良好に維持することを目的とする公社の範囲があるものと解するのが自然であろうと思っておりますので、例えばそういった意味で、公社で行っていかなければならないものは行っていたかどうかというふうに思います。通路の照明灯、あるいは電灯等につきましても、確かに共益費という形で福生市民である公社住宅居住者から集めてはいるものの、市内に散在する一般居住者が個々に負担している状態とそれほど大きな差がないとか、そういったようなこともあるわけでございまして、いわば広い団地内はそれ自体、団地としての特徴を保持しているものなので、やはりその居住者の負担と考えていかなければならないといったようなものと、それから場合によってはある程度、よく検討していかなければならないといったようなものも、あるいはあるかもしれませんので、その辺はひとつ一層調査研究をいたしましていい方向に進めていきたいと、こんなふうに思う次第でございますので、ひとつよろしく御理解を願えればと、こんなふうに思う次第でございます。以上でございます。

(「項目を挙げてやったから、項目ごとに答弁してください」と呼ぶ者あり)

○福祉部長(石川和夫君) ただいま市長から答弁をさせていただきましたけれども、项目的な関係でございますけれども、老人世帯の施策という中で、老人入院見舞金制度、あるいは新規事業、他市での実施状況に係わる、というふうなことでございますけれども、先ほど市長が答弁されました中で、全体的には考えてまいりたいというふうには考えております。

東京都でまとめてあります高齢者福祉施策の中で、老人関係におきまして分類的には三分類ですか、暮らしと住まいの施策、それから健康、医療、介護施策、社会活動の推進というふうな分類に分けられまして、またその中で細かい細分類があるわけでございますけれども、このまとめによりますと、大体四十八細目というふうなことがあろうかと思えますけれども、現在私どもの方で、福生市におきまして実施しておるのが二十四細目と言いましようか、ありまして、市単独のものがそのうち十三細目というふうなことを実施しております。今後これらの、この中にはいろいろ他市での状況ではとらえ方の違いもあるうかと思えますけれども、また福祉部内だけの事業ではなく、関係以外

の部以外で実施しておるものも入っているかどうか分かりませんが、いずれにしても、当局の場合はただいま申し上げたような状況を実施しているというふうなことでございます。また、今後の新規施策というふうなことで、他市の実施している事業をできるかどうかというふうなものを含めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。四項目の住宅問題に関連いたしましたので、何点か御質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

まず、団地内でございます公園の維持管理について、市でできないかと、そういうことの質問でございますが、確かにこの件については過去にも何回か御質問をいただいているわけでございますが、基本的には団地内の公園だと、そういうふうなこともございまして、その敷地の一部と、そういうふうな考え方から、その団地の所有者であります公社、あるいは都営住宅等については東京都と、そういうそれぞれの所有者に管理をしてもらっていると、そういうのが現況でございます。今後やはりこの考え方でお願いをしたいと思っております。

それから水道に関連して、給水塔がございましてその電気料の負担と、そういうことでございますが、御案内のように市内には三階以上の集合住宅が相当あるわけでございますが、それらについてもそれぞれ給水塔が整備されてございます。そういうものの費用については、それぞれそこに生活したり、あるいはその集合住宅をお持ちの権利者の方に負担していただいておりますと、そういう状況でございますので、やはりそれらの公平性からなかなか団地について、このことは難しいのではないかと思います。

それから、敷地内の生活道路の改修を私道整備の中でできないかと、そういうふうな御質問でございますが、これも、団地の中でございます通路については敷地内通路と、そういうふうなことで、私道とは区別した考え方で対応してございますし、これからもうそういった考え方で進めていきたいと、そのように思っております。

あと、街灯の負担でございますけれども、これもやはり敷地内にある街灯でございます。やはり民間が集合住宅の中に設置しております街灯、それと何ら変わるものではないと、そういうふうな考えておりました。そこまで行政として管理なり、あるいは行政負担をしていくと、そういうことについては若干問題があるかと、そのように考えております。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君）

引き続きまして、公社住宅等の住環境の中でのダストボックスについての御質問でございます。

まずけれども、当局としては御承知のとおり今、紙袋もしくはポリバケツ等によってやっているわけでございますが、ダストボックスについては団地等一部の方のところだけでやっているわけでございます。いずれにいたしましても、紙袋等による収集というのが市の基本でございまして、その例外として、公社等の要望等もありましてダストボックスというふうなことでございますので、いずれにいたしましても現在それを導入しますというふうな、そういうふうな問題を今後市の方で負担するとかいうふうな問題につきましては、経費の問題、あるいはそういうものをほかにも普及させなきゃならない理由が出てくるというふうな理由、その他いろいろな問題がありまして、車両の整備等も必要になってくる等いろいろな問題もありますので、今のところは公社住宅等によってやっていただけたらと思っております。なお、今後につきましてはそういうふうな考えでございすけれども、いずれ一度公社等とも相談はしてみたいと思っております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君）

それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに、この老人福祉の関係ですけれども、この問題、私も九月議会に質問しておりました。そのときと同じような答弁を今市長からいただいたわけです。その中で、市長の答弁の中で、高齢化社会に向けて調査研究をしていることが、これから先の老人福祉についてこれを十分に調査研究をしていくことが必要ではないかというような答弁があったと思います。私も、これからの高齢化社会に向かっていく中で、福生の老人がどういう実態で生活をされているかということを、まず当面は調査研究をし、実態調査することがまず最初、段階的ではありませんが、それがスタートになるのかなというふうな気もしないでもありませんけれども、調査をするまで、今までのままでこれまでどおりの老人福祉施策でいいのだということでは、またそれは困る問題だというふうに思っています。

ですから、一つ一つちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、まず登壇して質問いたしました、この老人入院見舞金制度です。これも再三私は一般質問をしておりますので、その中の答弁は、今後十分検討をしていきたいんだと。町田の実績だとか府中だとか、幾つかの自治体でこの見舞金制度を行っていますけれども、それらを調査研究して福生市としてどういうふうにしていくかということを検討していきたいんだという答弁をいただいているわけですね。この調査研究が、現時点でどの程度まで進んでいるのかということを、まず一点目にお尋ねしたいと思いま

す。

それで二点目なんですけれども、今部長が言われました、実施しているものは二十四項目で、市単独が十三項目あるんだということを言われましたけれども、この実施している市単独の行っている十三項目について、ちょっとお尋ねしたいと思います。その中で、特に今回の質問は一人暮らし老人と老人世帯に限って質問をさせていただいてますので、言ってみれば今福生市が行っているのは敬老金の支給ですよね。それと給食サービス、あとは入浴券の支給の事業をやっていますね。

敬老金につきましては九月議会の答弁で、この福生市だけですよね、そのときも言いましたけれども、ただし書きで、市内に一年以上居住している者にこの敬老金を支給するんだと。二十六市の中でただこの福生市だけがこういうただし書きがあるわけです。これにつきましては、改善の方向で検討していききたいんだというように、九月議会では答弁をいただいています。来年度予算がもうここで、それが一定の速度で進んでいると思うんですけれども、来年度はこの敬老金の支給、このただし書きについてはどうなるのでしょうか。ぜひそのところを答弁していただきたいと思います。

それと、給食サービスにつきましてもこの九月議会でお聞きして、個人負担、利用者負担が福生市は一食二百五十円かかるわけですよね。これにつきましては、九月議会では、事故負担金の問題よりも今実施している週一回を週二回にしていききたいんだというような答弁がありました。これにつきましては、社会福祉協議会やボランティア、またこの給食を委託している松楓園ですか、そこの三者の相談がなければこれはまたなかなか実施が難しいと思いますけれども、その点は、九月から十二月、何ヵ月もたっていないかもしれませんけれども、どの程度、一回や二回お話をされたのかどうなのかということをお聞かせいただきたい。

それと入浴券の関係なんですけれども、予算や決算委員会再三質問をされていて本当に恐縮ですけれども、福生市の一人暮らし老人の中で、入浴施設がない方に月十枚、年間百二十枚ですね、この入浴券を支給されていますけれども、私はこの一人暮らし老人だけではなくて、老人世帯の方たちにも対象を広げていただきたいというふうに常々思っているわけです。これにつきましては、大した予算がかからないというふうに私は思っているわけです。具体的な金額は、老人世帯が福生市に何世帯あるかということがまだわかっていない状態なので、ここところが正確な

数字は出ませんけれども、でもこの入浴券の支給をそれだけ対象を広げることによって、老人世帯の数ですね、そういうことも当然わかってくるというような逆の作用も起きますので、ぜひともこの入浴券の支給はそうにやっていただきたいと思うんですけれども、その点どうなのでしょう。

それと、きのうも小野沢議員が質問されました、高齢者向けの住宅問題です。東京都が老人住宅の借り上げの助成をしようというように、今考えられているようにすけれども、この東京都の老人住宅の借り上げの助成、これはどういうようなものなのかということ。これは助成を福生市がしなければ、当然この助成を受けられないものではないけれども、一定のそういう要綱があると思いますけれども、それわかる範囲で結構ですから、ぜひ教えていただきたいと思うんです。

それと同時に、この福生市においてこの老人住宅対策、民間アパートの借り上げとか、民間のそういう借家を市が借り上げて、きのうの質問でもありましたけれども、お年寄りが安心して暮らせるような、そういうような状態をつくる、そういうようなことは考えられているかどうか、ぜひそれも聞かせていただきたいと思っています。

それと、他の市町村で実施している施策があるわけですね。四十八項目ある中で、全部が全部単独ではありません。まだまだ福生は十三項目です。遅れているというふうにも思われるわけですが、この中で、一人暮らしや老人世帯が対象となるような事業があるわけです。私がここで持っているのはちょっと年度が古いもので、ちょっとあれですけども、これ以上にまた新しいものができていると思いますけれども、一つには畳をかえる工事とか、お年寄り、これは一人暮らし老人世帯向けだけを対象にした事業ですね、老人の洗濯サービスですね。あとカラーテレビとか電気洗濯機を給付している施策とか、羽村町なんかでは、老人家庭の上下水道料金への助成をしているとか、東大和市ではお年寄りのサービス手帳を出しており、商工加盟店でお使いをすると五%から一〇%割り引きになるような、そういう手立てをとっているとか、また一人暮らしのお年寄りに対する、言ってみれば老人手当というものを、府中市や東村山市や田無市、稲城市、国立市などでは月二千円から三千三百円ぐらい行っているような、そういう施策もあるわけですね、他市の状況を見ますと。こういうような中で、福生市にこれはいいのではないかと、そういうような施策を考えられたことがあるのかどうなのか。これこそ本当に調査研究なんではないけれども、それはどうなのかということを知りたいと思うんです。

これは今すぐにでもできる問題として言えば、老人家庭の訪問や相談の活動なんですね。八王子だとか町田だとか小金井だとか小平だとか、幾つかの自治体がやっていますけれども、牛乳を届けに行く中で、お年寄りの皆さん、きょうはお元気ですかみたいな、そういう一声運動というんでしょか、安否を気づかうような、そういうような訪問活動なんかもされています。そういういろいろな、本当に細かい問題で言いますと、たんすが倒れないような防止金具を配付する事業だとか、いろいろ細かな事業をやっていますけれども、こういうようなよその自治体がやっていて、これはいいのではないかというような、そういうような調査研究をぜひしていただきたいし、されていると思いますけれども、その点どうなんでしょうか。

それと、先ほど市長が答弁されました、今後老人福祉全般に向かって十分調査研究をして、福生市に見合ったようなもの、こういう老人福祉をしていくんだというような答弁がありましたけれども、まず初めに、老人の実態調査というのを、しなければならぬということはないでしょうか、そういう施策を押し進めやすいというふうには思います。この老人の実態調査なんですけれども、九月議会で部長から、なるべく早い時期にこういう調査をしていきたいんだというような答弁をいただいておりますけれども、私は、他市の状況なんかをこの点で調べてみますと、民生委員さんなんかこういうような一人暮らしだとか老人世帯の実態調査をされているようなところが多いわけですね。現実には、民生委員さんでなければなかなかできないかなというふうな感じもしますけれども、そういう関係で、福生市の民生委員さんの数は承知していますから、民生委員さんの仕事、事務報告書で見ますとあらゆる相談を受けたりされてますよね。相談活動と言うんでしょか、いろいろな相談活動をされています。そのほかに敬老金の支給されたものをお届けに上がったとか、いろいろな活動をされているというふうに思いますけれども、当市の民生委員さんの今行われている仕事というんでしょか、協力、事務というんでしょか、そういうものはそのほかにどういうものがありますでしょうか、それをぜひお尋ねしたいと思います。

次に、れんげ作業所なんですけれども、今の市長の答弁の中で、創意工夫で現状の中ではうまく運営をしていたきたというような答弁だったと思います。それから先のことは検討していきたいというふうに考えられているという答弁をいただきましたけれども、具体的に来年度、六十四年四月に二名、れんげ作業所へ入りたいという方がいらっしゃるわけですね。定員が現状では十五名ですから、今十五名定員があるわけですから、そうしますと事務上、

創意工夫して希望されている方もれんげ作業所へ入所できるということだろうとは思いますが、そうすると、定員を事務上十七名にふやすようにするのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいのと、とりあえずは二名ですからいいんですけれども、今の中学三年生は六名いるわけですね。大体中学を卒業しますと、こういう方たちは養護学校へ行ったりして、三年間そこで過ごされます。その後れんげ作業所へ入所を希望されると思うんです。それまでの間、三年間あるわけですけれども、その三年間の間は対象者がゼロということはないというふうに思います。そうしますと、近い将来二名や三名の定員を広げただけでは済まなくなるということが目に見えているわけですけれども、そういう点はどうなさるんでしょうか。言ってみれば、三年後十名ほど、私は十名前後はふえるんだらうと思うんです。そうした場合、定員を二十五にして乗り切れるのか、それともまた別な感じでそういうような作業所をよそへつくるというんでしょうか、ほかのところへ対応しようと考えられているのか、それを聞かせてください。

次に保育ですけれども、きのうの南木さんの質問の答弁の中で、福祉部の中で今後の保育行政の先行き、そういうような検討をしていくんだというような答弁がありました。それはぜひともそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

まず初めに、この弥生保育園が定員を削減した理由なんですけれども、弥生保育園の設置場所が羽村境ということもありまして、なかなか地域的な状況というんでしょか、そういうことも合わせて子供の数も減ったというようなことなんでしょうか。削減になったのかなというふうには想像するんですけれども、この弥生保育園が定員を削減するに当たって、東京都や厚生省にそれなりの書類を出さなければ二十名の定員削減はできなかったと思いますけれども、言ってみれば公式な定員削減の理由を教えてください。

二つ目に、先ほど登壇している言いましたけれども、保育所とは、保育に欠ける子供やその保護者が入所を希望するときに、時期に関係なく、二月であろうと十一月であろうと八月であろうと、これは入所をさせなければならぬ、これはもう児童福祉法でそういうふうの規定づけられているわけですから、現状はどうなっていますでしょうか。来年の四月の入所の申し込みは、市のお知らせで来年の一月からですか、この希望者を募りますけれども、このその時点ではそれで結構ですけれども、その後入所希望者が出た場合、現状ではどうなっているのか。当然、空いていけば入れるんでしょうけれども、その年齢構成によっては空いていない現状があると思うんですね。そういう

点は今どうしているかということを、基本的な問題ですけれども、ひとつ教えてください。

三 点目に、子供の数が年々減少しているというようなことも言われておりまして、現在十二園福生には保育所がありますけれども、福祉部として今後のこれらの保育所の運営の見通しですね、これはどのように考えられているか、ぜひともこれも聞かせていただきたいと思ひます。

それと四点目には、産休明け、働くお母さんが産後休暇を終わった後、一番に預けたいわけですね。それは働きに行けば保育に欠けるわけですから。その産休明け保育の実施と、一歳児、二歳児の定員をふやすということが、やはり今の市民要求だろうというふうに思うわけです。この点、このゼロ歳、一歳児、二歳児の定員の増に合せて、産休明け保育についてどのように考えられているか。

それと五点目に、ことしの保育園の運動会なんですけれども、本町保育園でことしの運動会、本町保育園でも行われたわけです。この写真を見ていただきたいと思うんですけれども、できれば拡大して来たかったんですけれども、ちょっと間に合いませんで、子供たちが日の丸の小旗を両手に持ちまして、準備体操というんでしょうか、運動会が始まる前に小旗を両手に持たせて体操したんです。その中で子供たちの保護者が、これは万国旗にすべきではないかと。この小旗をですね、持つのは何でもいいんだけど、日の丸ではなくて空に掲げてある万国旗を持たせるべきではないかというような要求をしたそうです。しかし、現実にはこのように運動会でそういう体操が実施されちゃったわけですね。

こういう中で、本町保育園に、子供を預けている保護者の皆さんは、保育園というものはどういふものなんでしょうかと。これは保育に欠ける子供を国と自治体の長が児童福祉法二十四条にあるように措置をするようなものであり、それなのに、保育所はその事情により本人が選べない、例えば本町保育園に入りたいたいと言っても入れない子供もいますし、福生保育園に入りたくても本町保育園に回される、そういうような現状がありますよね。保育所というのはそういうものです。こういうような公の施設でこのようなことを、保護者会だとか親からクレーム、苦情が出てもおかつ押し進めるといふことは、保育所とはどういふものなんでしょうかと。こういう問い合わせが多々あったわけですが、これにつきましては福祉事務所として、言ってみれば公の施設を設置している、保育所として設置している市長にも、この点どのように考えられるか、ぜひともお聞かせいただきたいと思うんです。ほかの

十一園もこのようなことが行われたのかどうか、ぜひとも、これは調べられているかどうか分かりませんが、こういうことがあったかどうかお聞きになっていただければと思います。

次に保育料の問題ですけれども、私が登壇して言いましたのは、保育料というのは保育にかかわるサービスを行う使用料であると。ですからそれに人件費を組み込んだような、そういう保育料はまずいのではないかというような質問をしたわけです。これにつきましてはいろいろ考え方がありだろうと思いますが、私はそういうふうに考えているわけです。ある保育の法律的に専門の先生方もそのように言われておりますけれども、福生市の保育料なんですけれども、六十三年度値上げをいたしまして、第二子目なんです、問題は第二子目以降、国の基準で保育料を定めてあるわけですから、こどもやはり国基準を保育料のもとであるというふうに考えられて、今保育料はあるわけです。しかし、この第二子目以降の保育料については、国基準が無視しているというふうには思いませんけれども、無視に近いような状況になっていきますね。国基準の第二子目以降は半額というふうになっているわけですが、福生市では半額になってないわけですね。その点、この第二子目以降の保育料の減額や、今はD十三階層までが保育料が減額されておりますけれども、それ以降に、Dの二十まで階層があるわけですが、この第二子目以降の保育料の減額をする考えをお聞かせください。

それと、二つ目には、六十一年、六十二年、六十三年と保育料がずっと値上げされてきているわけですが、来年度の六十四年度の保育料はどのように考えられていますか。それを教えてください。

それと最後に、よく国基準、保育料の国基準というふうに言われますけれども、福生はその国基準の六〇%というふうに保育料を、専門委員会ですか、答申があったからそれをずっとそういうふうにやっていくんだというふうな答弁もありましたが、この国基準というのはどういう根拠でどのような計算のもとにできてるんでしょう。それを教えてください。

最後に、この団地の問題です。今の答弁、とてもまた随分な答弁だったと思うんですね。何ですか、市長におかれましては、今後検討することがあるだろうというような、大いに検討をしたいというような、しなければならぬだろうというふうに言われて、そういう中でも公社と市の行政で持ち部分があるだろうという答弁ですが、部長の答弁、細かく一つ一つ聞きますと、公園ですけれども、団地の中にある公園はその団地の敷地の一部だというよう

な考え方で今までは維持管理をしていない。そうでしょうね、してないんだから。今後もそのようにしていくというのが、ここが問題だろうと思うんです。そうしますと、福生市の児童遊園条例にありますけれども、この福生市児童遊園条例の中では、この目的第一条にこのように書かれているわけです。「児童福祉法に基づき、児童厚生施設として市立の児童遊園を設置し、児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進に資するとともに児童遊園の適正な利用を図ることを目的とする。」と、児童遊園とは条例ですからそうですね。そうしますと、この団地の中の公園は、この福生市の児童遊園条例のこの第一条目的に照らし合わせて、どこが違っているのでしょうか。団地の中の公園も、児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進を図ることになっているわけですよ。それなのに、その団地の中の、敷地の一つだから、だからこれは市が行わないんだということですよ。これはちょっと私はおかしいんじゃないかなというふうに思うんですね。

もう一つ聞かせていただきますと、市内に点在している児童遊園、全部が全部私有地じゃないわけですね。公有地じゃないわけですね。地主さんから土地を借りて児童遊園にしている公園がたくさんあるわけです。この団地の中のこういう公園もそのような手立てをとれば、私は福生市で維持管理できるのではないかとこのように思っているんですけれども、例えば、そういうことをしても福生市ではあの公園には、例えば東京都の供給公社が福生市にこの公園を貸すと、公園の敷地を公園としてお貸ししようと言ったとき、それでもこの維持管理はできないのかどうなのか、そのところを教えてください。

それと、給水塔の関係ですけども、この水道代というのは、言ってみれば蛇口から水が出て、そのお水が出ますよね。それを使ったのが水道の使用料ですね。蛇口から出たお水を使用することが、使用することにかかる経費、それが水道料金だということふうに思いますけれども、その水道をポンプで給水塔に持ち上げないと、そうしなければ蛇口から水道が出ないわけですよ。そんなのはもう当然御承知だと思えますけれども、団地だけではないというふうに言われましたけれども、そういう市内に点在するマンションなども、例えばこういうふうに給水塔のポンプ代、ポンプの電気料などもそういう方たちが支払っていられたら、そこも全部合わせて、ぜひとも、この水道というのは蛇口から、蛇口をひねり水が出ることによって初めて水道なわけです。そうですね。幾ら道路の下に管が走っていたって、これは水道にはならないわけですよ、市民から見れば。それに係わる経費について、当然これは、それ以

前の問題としてこれは水道の管理費なり設備費なりで見るべきだろうというふうに思うんですけども、その点は何か、これは見れないんだというような法的根拠がありましたらぜひとも、勉強不足ですので教えてください。

それと、生活道路の改修の関係ですけども、登壇して私が質問しましたのは、福生市の私道整備に関する規則がありますので、私はこの規則にのっとってこれが改善できないかということをお聞きしたんです。やはり答弁は、団地の中の、供給公社の敷地の中だから、だからできないんだというような答弁をいただきましたけれども、これもおかしいと思うんです。そうしますと、私は、普通のこれはマンションなんかと違うと思うんです。違いますか、これは。加美平団地で言えば千世帯ある中で、あそこに住んでいる皆さんはみんな、地域の皆さんと同じように住民税も市民税も、そういうふうな税金もきちっと払っているわけですね。この私道の整備に関する規則の中で、私はこれで当てはめてできるのではないかと考えています。通り抜け道路もありますし、毎日あそここの道を利用しているのは住民ですし、住民ではないというほかの方たちも利用しているわけですね。ほかのマンションの屋根がついている通路とは全然わけが違っていると思います。建物の中にある、そういう廊下みたいなところを私道だというふうに認めると言っているのではなくて、一般的な生活道路を私道として認めて、このような福生市の私道整備に関する規則に当てはめれば、私は当然これは整備ができるものだと思いますけれども、この整備に関する規則の中でなぜできないのか、私は納得できないんです。申しわけないんですけども、その点、こういうことなのでできない、敷地内の通路として見ているからできないということだけではなくて、そのところをきちっと教えていただきたいと思うんです。

街灯についてもそうですね。同じことですね。例えば私の家なども玄関先に、玄関の前に街灯、街灯というんでしょうかね、外の電気つけておりますけれども、そういう電氣代を市に負担してくれと言ってるんじゃないんです。いろいろな道路に、言ってみれば公園何かに街灯ありますよね、街灯というんでしょうか、防犯灯というんでしょうか。そういうものが、やはり団地以外の平地は全部市が負担しているのに、なぜ団地だけはそういう電氣代まで住民が負担しなければならないのか。当然団地の階段のところを照らす電氣代は住民が負担するのは常識だろうと思えますけれども、それ以外、道路を照らすそういうものについて、なぜ住民が負担しなければならないのかということ、これがどうしてもまだわかりません。またお願いします。

ごみの関係ですけども、最後に部長が公社とも相談するというふうに言われました。今使用しているダストボツ

クは、公社の要望がありダストボックスにしているんだと。これの買いかえは、公社と相談することなんでしょうね。住民負担するのが当たり前だという答弁はされなかったようですけれども、現実には住民負担でこれは買っているわけですね。このダストボックスが、公社の要望でダストボックスを置いてるんだから、結論を言えば後は公社と住民の問題ですと。今の答弁を聞きますと福生市はあずかり知らぬということになるようですけれども。そうしますと、まず一つには、お聞かせいただきたいのは、この加美平団地で言いますと昭和四十二年にこの加美平団地ができたわけですが、一番最初、この加美平団地にダストボックスを設置したのは市の経費で設置しているわけですが、それはなぜでしょうか。最初からそういうような理由でしたら、市がお金を出せないって言うんだったら、最初から公社と住民が相談をしてそのダストボックスを設置しなければならなかっただろうと思うんですけれども、四十二年の団地ができた当時は、下のダストボックスを置く台は公社がつくったようですけれども、その上に置かれたダストボックスは市が購入したんですね。その後も一回ばかり市が購入したことがあるようです。ところが、今になりますとこれは市が買えないと。それは住民と公社が考えるんだというふうに言われました。これはなかというところが第一点。

これと二点目に、それでは住民が、団地住民がこれは共益費で賄っているわけですが、とにかくこれはもうダストボックス一個三万五千円もして、百十個程度あるわけですが、耐用年数が五年ぐらいで毎年十五個から二十個買いかえなければこれが使用できなくなるわけですね。経費が大変だから、これからはビニール袋やポリバケツにしますと言われた場合、こうなった場合はこの団地のごみ収集はどうなりますでしょうか。その二点、このごみ問題についてはお聞かせください。

○議長（村尾栄次君） 十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時 二分 休憩

午前十一時十五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） それでは、原議員さんの本町保育園においての日の丸の旗の問題と、それからあとは保育料

の値上げの問題でございますが、見解を御答弁をさせていただきたいと思っております。これは私の見解ということになりますけれども、万国旗でもいいと思えますし、さりとて日の丸でもいいと思えます。いずれにいたしましても、この保育園がそういう方針でおやりになったということに対して、私は非常に結構なことだと思います。さりとて日の丸でなきゃいけないというふうな意味ではなく、万国旗でも結構だと思います。この辺に、私はむしろこだわること自体がおかしいんじゃないかと。これは日本の国旗であるわけでございますから。そういう認識であります。

それから保育料の値上げでございますけれども、先ほど私申し上げましたように、専門委員の答申を尊重してという事で、これからも専門委員にお願いしてあるわけでございますから、そういったような形でやらせていただけたらよろしいかと思っております。したがって、今五九・二％ですか、それは妥当であると、かように思っております。

○福祉部長（石川和夫君） 大変えらい項目なんで、前後したり落しがあるかと思っておりますけれども、御了承いただきたいと思っております。

まず老人関係でございますが、入院見舞金制度のその後の経過という御質問でございますけれども、これにつきましては町田市はか実施しております、現在のところ、他市の動きもほとんど原議員さんから御質問いただいた時点と変わってはいないわけでございます、私どもの方といたしましてもそれらにつきまして各市の実態、あるいは各市の動向を調査しておるところでございます。

それから敬老金の枠の拡大でございますが、九月の定例会におきまして御質問いただいたわけでございますけれども、これについても考えていきたいというふうに思っております。

それから給食サービスにおきましてでございますけれども、これにつきましても、現在週一回という形で実施しております。これには大変ボランティアの方々に御協力いただいております。実際、現在週一回でございますけれども、昼食時という中でなかなかこれが困難というふうなこともございまして、人数的にももう少しふえていただくなれば回数もふやせるんじゃないかということ、それからまた、現在お願いしております松楓園の絡みもございします。これらにつきましては、また社協の方とも十分協議する中で検討させていただきたいというふうに思っています。それから入浴券の関係でございますが、現在私どもの方としては、一人暮らしというふうな中で実施しております。

けれども、これらにつきましても検討させていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者向け住宅の内容でございますけれども、二十六市の中で現在実施しているのは、田無市と狛江市だと思います。田無市におきましては二棟というんですか、一棟十戸ずつ二十戸を民間から借り上げて実施しているというふうなことでございます。しかしその、一DKというんですか、六畳間一間に三畳程度のお勝手というふうなことでございまして、お年寄りが入るといふ形の中で、風呂がない、まずガスがないというふうな形の中で対応していると。ですから現在は電気を使用したもので実施していると。それと、実際には公衆浴場が近くにないと非常に問題があると。たまたま一軒の場合には、お風呂屋さんが廃業したということ非常に困っているんだというところだそうなんです。今後についても、現状としてはふやしたいんだけど協力が得られないというふうなこと。それから狛江市におきましては、民間のアパート、一室でございまして、八室、現在確保してあるようでございますけれども、それでも家主さんの方からは、やはり今度の方が出たら返してほしいというふうな、やはり狛江市でも同様に風呂は使用させないというふうなことで、非常にこの確保というんですか、難しい。それからまた、お年寄りのことでございまして、せっかく見つけても何といひますか、不便だとかいうふうなわがままが出るというふうなこともありまして、苦慮しているんだというふうなことも言われておりますし、いずれにいたしましても御近所からの問題があるというふうなことを言われておりました。そんな状況でもございます。

また、東京都の状況でございますけれども、先般、一週間前だったと思いますが、新聞にも出たかと思えますけれども、「生き生きとした高齢社会をつくるために」というような中間のまとめが発表された中で、高齢者住宅確保というふうなものが出てきたわけでございます。その中には、六項目からなります老人向け住宅、老人室付住宅、老人ベア住宅というふうなことで、都営住宅の供給、それからシルバーピア、それから区市町村での地域高齢者住宅計画の策定を支援するとか、それからきのうも小野沢議員さんから出ました、区市町村が高齢者向けの民間アパートの斡旋事業をした場合には助成するというふうなこと、それから集合住宅、賃貸住宅の建設促進と低利の融資というふうなものが言われておりますけれども、これにつきましては内容的なものはまだ説明がございませんで、これも二、三日前に私どもの方の手に届いた資料でございまして、内容的にはそんなようなことが言われていようかと思えます。

それから、他市の施策の中で実施できるものはないのかというふうなことでございますけれども、実際に私どもの方でもこの施策の中に入っていないものもあるわけです。訪問の関係では、一昨年地域指定しましたモデル地区におきましては、ヤクルトの訪問配達も実施しておるところでございます。こうした形の中では、これからは枠を広げていきながら実施していければと思います。

それから民生委員の活動状況でございますけれども、事務報告書にもございますけれども、相談から始まります指導はあるわけでございます。このほかにもボランティア的なことが非常に多ございまして、先般の福祉バザーにおきましても民生委員さんが交代、あるいは全員という形で、三日から四日出ていただいたというような状況もあります。その間、社協に対します協力は莫大なものがあるようでございます。

それかられんげ作業所の関係でございますけれども、御指摘のように六十四年度は二名が予定されております。また六十五年にも三、四名が入るのではないかというふうな想定されるわけでございます。これにつきましては、先ほど市長から御答弁させていただきましたが、今後検討していかねばならない問題ではないかと考えております。

それから保育行政の関係で、弥生保育園の減の理由でございますけれども、これにつきましては先ほど議員がおっしゃられましたように、地域的な問題も若干あるかと思えます。過去において百二十名の定員のところが百名近くまで推移したというふうなことも踏まえまして、園からもそういうふうな申し出もございました。そのような中で、将来の児童数を勘案しまして、二十名を六十三年度から減にしたということでございます。

それから保育所の入所でございますが、四月一日以降はどうなのかということでございますが、おっしゃられるとおり、定員枠があっても入れないというふうなこともありますけれども、実際に三歳未満児におきましては、当初で大体決まっておりますので、なかなか入りにくいというふうなことでございまして、四、五歳児につきましては、空いていれば入所は随時可能というふうなことも言えるかと思えますけれども、御存じのように定員定額というふうな中では、非常に問題があるかと思えますけれども、現状はそのような形でございます。

それから子供の数というふうなことでございまして、御指摘のように、私どもの方でも現在検討しておりますけれども、昭和五十四年におきまして、ゼロ歳から五歳までの児童数が、当時は五千五百十五名ほどあったわけで

ございます。その後年々減少しております、大体一〇%から二〇%というような数字で減少してきております。六十三年度七月一日現在でも、四千四百というような数字でございました、これら子供の数を考えますと、保育園全体を見直していかなければならないのではないかというふうに考え、現在私ども福祉部内におきまして検討はしております。それと同時に、産休明け保育、三歳未満児の關係につきましても同様でございます。この辺につきましては、今後十分内部で検討、あるいは園の協力等も含めなければなりませんけれども、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、保育料の中での第二子目の半額の取り扱いでございますけれども、これにつきましては専門委員会の御答申を尊重しておりますので、今後もしそういう形の中で続けていきたいというふうに思っております。

それから、保育料の国基準はどうかということでございますが、私もまだ勉強不足で大変恐縮でございますけれども、保育料というのは保護者から徴収する徴収金でありまして、徴収金というのは児童福祉法に基づきまして、最低の基準を維持するための費用だということ言われておるようでございます。その維持するための費用という範囲でございますけれども、事業費、人件費、管理費を含めたものがそのような形になるかと思ひます。それで、最低基準というふうなことでございますけれども、これは極めて低いという意味ではなくて、児童の健康にして文化的な生活を保障するために必要な最低限度という意味でございます、先ほど議員さんがおっしゃられました、憲法二十五条ですか、その中にあります健康で文化的な最低限度の生活というふうな、同じ考えでございます。保育料すなわち措置費というふうな形で、これにつきましては所得に応じてそれぞれ御負担いただいているというのが現状でございます、負担の能力が高い方は市の負担が低くて、逆に負担の能力が低い方は国と市の負担があるというふうなことになるかと思ひます。ちなみに、六十二年度の決算で申し上げるならば、市と言いますか、十億一千三百万ほど、総事業費ではかかっておりますけれども、国におきましては十分の五の負担、それから都が十分の二・五というふうな中で、保護者から保育料としていただいているのが一億四千万ということで、その国の基準に對しまして、市がかわって一億二千六百万肩がわりしたというふうな状況でございます。

特に東京都の場合におきましては、非常に都の加算分がございまして、御存じのように地方に比べると非常に保育的にはよろしいんではないかというふうな気がいたします。支弁のモデルでいきますと、ゼロ歳児におきまして、大

体百二十人定員で計算いたしますと、職員の配置、施設長から始まりまして嘱託医まで入れますと、大体常勤職員、非常勤職員入れますと二十三名ぐらいを確保しなければならないという中で見た場合に、一人当たりの子供さんにかかる経費というのは、四歳以上児で約四万円、それから三歳未満児で四万五千円、それから二歳児で八万一千円、一歳児で九万一千円、ゼロ歳児になりますと約二十万の、十九万八千円というふうな形が言えるかと思ひます。御参考までに申し上げます。以上、私の方から御答弁は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○建設部長（森田 進君） 住宅問題に関連いたしました、何点か御質問いただいておりますので御答弁させていただきます。

まず公園の問題でございますけれども、公園を借用して市が維持管理することができないかと、そういう御質問でございますけれども、実は前回御質問いただきましたときに公社の方に、払い下げの問題、あるいは借用の問題、そういうことについては一応照会をしてございます。その中では、やはり公社としては将来の計画もございまして、今すぐそういうことについては考えていないと、そういうふうな回答をいただいております。いずれにいたしましても、市の方としてそれを維持管理をする、そういう形になりますと、先ほど御指摘がありました児童遊園条例、あるいは公園条例の中にきちんと整備されませんとなかなか維持管理ができません、そのように考えております。

それから給水塔の電気料については、法律的な根拠というふうなことでございますが、若干、法律的な根拠については今調査が済んでおりませんが、一般的に申し上げまして、給水のメーターのところまで、これは水道の事業者、当然責任を持たなければいけないものであると、そういうふうな思ひますし、今の給水塔の問題につきましてはそれから先の問題でございます、当然その原因者が原因者の都合によって給水をしていくと、そういう考え方でございまして、今の給水塔に伴います電気料その他の経費についてはそれぞれに御負担いただくと、そういうふうなことが常識であろうと、そのように思ひます。

それから道路の關係でございますが、道路と申しますか、敷地内の通路でございますが、あの通路につきましては、先ほど申し上げましたように一応あの団地を開発するときに敷地として計算をされて、それでできた通路でございます。今、私道整備規則の中で言っております私道、これは建築活動を行うために必要な建築線、そういったものが対象になるわけでございまして、今の時点では、そういう意味からして、この敷地内の通路についてはなかなか私道整